

令和 8 年第 1 回印西地区消防組合議会定例会

○議事日程（第 1 号）

令和 8 年 2 月 3 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 1 号 印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2 号 令和 7 年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 7 議案第 3 号 令和 8 年度印西地区消防組合一般会計予算について
- 日程第 8 一般質問

○出席議員（１０名）

１番	近 藤	瑞 枝
２番	板 橋	睦
３番	小 田 川	敦 子
４番	川 上	賢 二
５番	古 澤	由 紀 子
６番	藤 江	研 一
７番	都 築	真 理 子
８番	中 村	教 雄
９番	石 井	恵 子
１０番	岩 崎	成 子

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	笠 井	喜 久 雄
副 管 理 者	藤 代	健 吾
会 計 管 理 者	宇 賀	慎 一
消 防 長	佐 藤	秀 行
消防本部次長	丹 羽	雅 幸
牧 の 原 消 防 署 長	若 月	嘉 二
印 西 西 消 防 署 長	島 田	伸 一
白井消防署長	佐 藤	勝 己
総 務 課 長	武 藤	樹 幸
予 防 課 長	蝦 原	雅 男
警 防 課 長	中 根	秀 一
指揮指令課長	海 保	儀 行

○議会事務局出席職員氏名

書 記 長	渡 来	聡
書 記	半 田	成 一
書 記	大 田	浩 平

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（岩崎成子） 皆様、おはようございます。本日は、公私ともご多忙のところ、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから令和8年第1回印西地区消防組合議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（岩崎成子） 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりです。ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（岩崎成子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、

1番 近 藤 瑞 枝 議員

2番 板 橋 睦 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（岩崎成子） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

○議長（岩崎成子） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（岩崎成子） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日、管理者から議案の送付があり、これを受理しましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員より令和7年7月から令和7年10月までの例月出納検査及び定期監査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会の説明員の出席要求を行ったところ、出席通知のありました者の職、氏名の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、令和7年12月末の消防活動状況の報告があり、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（岩崎成子） 日程第４、行政報告を行います。

管理者から行政報告の申出がありました。これを許します。

管理者。

○管理者（笠井喜久雄） 皆さん、おはようございます。本日は、令和８年第１回印西地区消防組合議会定例会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

昨年の10月に開催された令和７年第２回定例会以降の主な行事等についてご報告をいたします。

11月９日から15日まで、秋の全国火災予防運動として、組合管内商業施設などにおいて防火ポスターの展示を、また各消防署において立入検査や火災予防の啓発活動を実施いたしました。

12月下旬から12末日まで、組合管内商業施設などにおいて冬季・年末商戦に伴う特別査察を実施いたしました。

12月12日に正副管理者会議を開催し、第６次実施計画及び令和８年度予算などについて協議をしました。

なお、令和７年度中の組合管内における火災発生及び活動状況につきましては、災害発生状況及び前年度との比較で、火災発生件数が97件で24件の増加、救急出動件数が8,763件で52件の減少、救助出動件数が149件で49件の増加となっております。

令和８年に入りまして、１月10日に印西市消防出初式が、18日には白井市消防出初式が開催され、当組合職員も参加をしました。

以上が主な行事等の報告でございます。

本定例会に提案いたします案件は３件でございます。それぞれ提案申し上げたときには内容の説明をさせていただきますので、よろしく審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩崎成子） これで行政報告が終わりました。

◎議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岩崎成子） 日程第５、議案第１号 印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（笠井喜久雄） 議案第１号についてご説明をいたします。

本案は、令和７年11月12日付、消防予第444号消防庁次長通知、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布等についてにより、国が示す火災予防条例が改正されたことから、印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、消防長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩崎成子） 消防長。

○消防長（佐藤秀行） それでは、議案第１号について補足説明させていただきます。

お手元の審議資料、議 1－1 ページを御覧ください。本案は、1 の改正の要旨及び 2 の改正の理由に記載のとおり、簡易サウナ設備と一般サウナ設備の定義及び届出について、また感震ブレーカーの普及促進の明記、更に規定の整理について所要の改正を行うものでございます。

初めに、簡易サウナ設備と一般サウナ設備については、近年のサウナブームを背景に、従来の屋内にある浴室等のサウナ室に設置されるサウナ設備とは異なり、屋外のテント等のサウナ室に設置される消費熱量が小さい簡易的なサウナ設備が増加していることから、安全性の検証結果を踏まえて種別や安全性に応じた内容となるよう、所要の見直しを行うものでございます。

次に、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震による輪島市大規模火災を受け、大規模地震時の電気火災対策が重要であるとされたことを踏まえて、住宅における火災予防を推進するため、感震ブレーカーの普及促進を明記するものでございます。

本改正の内容につきましては、議 1－2 ページを御覧ください。まず、第 7 条の 2 を第 7 条の 3 とし、同条の見出し、同条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改めるものでございます。これにより、従来のサウナ設備を一般サウナ設備と定義するものでございます。また、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備」（以下「サウナ設備」という。）を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同条の前に次の 1 条を加えるものでございます。

議 1－1 ページにお戻りください。簡易サウナ設備、第 7 条の 2。第 7 条の 2 では、簡易サウナ設備を、屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室またはバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のもの、かつ薪または電気を熱源とするものと定義いたします。その位置及び構造の基準は次のとおりであります。

第 1 項第 1 号として、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこととするものでございます。

同項第 2 号に、簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に、直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとするものでございます。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に、消火器を設置した場合はこの限りではございません。

また、第 2 項として、前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条（第 1 項第 1 号、第 10 号から第 14 号まで、第 17 号から第 18 号の 3 まで、第 2 項第 6 号及び第 3 項並びに第 4 項を除く。）及び第 5 条第 1 項の規定を準用するものでございます。

次に、住宅における火災の予防の推進として、第 29 条の 7 第 1 項第 1 号中「住宅用防災機器」を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に改めるものでございます。

続きまして、規定の整理についてですが、議 1－3 ページを御覧ください。令和 7 年第 2 回印西地区消防組合議会定例会で可決いただいた改正条例において、第 45 条に第 2 項を追加したことに伴い、第 42 条の 3 第 1 項第 3 号中「第 45 条」を「第 45 条第 1 項」に改め、条文の整合を図るものでございます。

最後に、火を使用する設備等の設置の届出に関する規定についてでございます。第 44 条の届出について、

同条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号の前に「簡易サウナ設備」を加えるものでございます。これにより、従来の「サウナ設備」同様、「簡易サウナ設備」についても届出を要することとするものでございます。また、個人が設けるものにあつては、火災危険性が低いと考えられることから、届出は不要としております。

なお、施行日は令和8年3月31日、ただし第42条の3第1項第3号の改正規定にあつては公布の日でございます。

以上、議案第1号の補足説明を終わります。よろしくご審議くださいようお願いいたします。

○議長（岩崎成子） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、小田川敦子議員。

○3番（小田川敦子） それでは、議案第1号に対して質疑を行います。

まず、議案審議資料の議の1-1、これを基に質問進めさせていただきます。まず、議1-1ページにある新旧対照表の第7条の2に対してなのですが、このたびサウナの中で簡易サウナというものが新しく位置づけられたということですが、このサウナを位置づけたことに伴い、この簡易サウナの様態を位置づける以外の設置の状況、火元からの離れた部分とかではなく、簡易サウナの設置の状況はどのように確認するのかということが気になっています。つまり簡易サウナなので、屋外に設置をした際に、例えば強風であったり、そういった自然に影響を受ける建て方になります。転倒や倒壊のリスクがある建て方なので、位置づけのほかに建てるものの運用基準、こういったものは組合としてはどのように取り扱うのか、定めるのか、確認したいと思います。

その次に、その次のページ、議1-2の一般サウナの設備に対してです。第7条の3になります。一般サウナの設備、これに対して設備のルール、それから点検というのは今後どのようにしていくのでしょうか。位置づけのほかに、やはり組合としては火災予防の観点から点検が必要になってくるかと思うのですが、そういった運用はどうなりますか。

それから、その下の第29条の7、住宅における火災の予防の推進、ここで感震ブレーカーのことが載ってきます。住宅に対して、この感震ブレーカーの設置の普及促進、これが今回の提案理由の一つになっていますけれども、この普及促進をするに当たっての例えば数値目標、こういったことはどのように考えていますか。普及だけでとどめるのか、もしくは更に踏み込んでどれぐらい設置を目標にするのか、そういったことはどのようにお考えでしょうか。

そして、最後にその次のページ、議1-3の第44条です。火を使用する設備等の設置の届出ということで、今回新しく簡易サウナがこの届出の対象になるということですが、現状のサウナの届出は組合の中では、その数の報告はどうなっているのか、現状の届出の状況を確認したいと思います。

以上です。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） それでは、お答えいたします。

まず、転倒防止の指導についてですが、テント型サウナは軽量であることから適切な転倒防止装置が確保されるよう指導は必要と考えておりますので、指導を行います。この件につきましては、対象火気省令

第12条第1号において、火気設備は容易に転倒しないこととすることを求められておりますので、この省令の中から運用する予定としております。

2点目、サウナ設備の消防用設備についてですが、サウナ設備の消防用設備としてつくものとして、消防自動火災報知設備の感知器、非常用放送設備のスピーカーなどが挙げられます。この2点につきましては、点検結果報告、業者からの報告を受けてうちで対応いたします。

次に、感震ブレーカーの数値目標について、普及についてですが、当組合としては感震ブレーカーについてホームページ、のぼり旗で現在掲示等をしております。来年以降につきましては、チラシを作成し、イベント等で普及活動を実施していく予定ですが、まだ現段階で具体的な数値目標は定めておりません。

サウナの届出件数ですが、当組合管内で3件の届出がされております。全て一般サウナ、今までサウナ設備という名称だったのですが、一般サウナに該当する3件となります。

以上でございます。

○議長（岩崎成子） 3番、小田川敦子議員。

○3番（小田川敦子） 2回目の質疑を行います。

まず、簡易サウナ設備の設置については、第12条の1を根拠に指導を行っていくということで承知しました。それに伴い、簡易サウナの中で例えば第7条の2の2号の中に、熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることということが付記されていますけれども、このことに対しても自動の熱源遮断の動作確認、これもしっかり確認する対象になるのでしょうかということを1点確認をします。

そして、併せて火元の火災を消すための消火器を設置して書いてあるのですが、この消火器の設置場所というのがやはり重要になってくると思いますので、細かいことではありますが、閉じ込め防止、中に入っている人の閉じ込めが防止されること、それから火災が起きたときの消火活動が迅速に行われるのか、そこもきちんと消防として確認をするのか、運用の面で確認をしたいと思います。

それから、感震ブレーカーについては分かりました。これは大丈夫です。

それから、その次、一般サウナ設備の第7条の3ですが、これはサウナをつくっている会社が今回サウナ消防法の改正に伴った独自の見解ということで、クリアすべき設備のルールということが参考として上げられているのですが、この中で特記すべきは、この間起きたサウナの痛ましい事故を踏まえて、点検する場所を3点掲載してあったのです。1つは、一般サウナです。ドアや扉の開き方について、それから非常ボタンの設置場所、それから動作確認、それからサウナ内の感知器の熱対策の種類、こういうことをしっかり点検すべきではないかということを、だから自社はしっかり熱に対しても強いサウナを造っていますというような話だったのですが、でもこれは運用していく面では消防が点検の中で確認すべき項目かなと思いましたので、一般サウナに対しての今後の点検の項目、運用面に関しての改善について確認したいと思います。

以上です。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） それでは、手動及び自動装置の件ですが、こちらとしてはスイッチ、ブレーカー等を想定しております。届出されたときに確認事項となります。

次に、消火器ですが、これは代替、今の電気のスイッチ、ブレーカーに代わるものという設定となって

おりますので、まきストーブ、このバレルサウナ、テントサウナの付近に置くことと考えております。

続きまして、点検項目ですが、先ほど言いましたように、消防設備としては自動火災報知機の感知器、非常用放送設備のスピーカーとなります。サウナ施設内の非常用ブザー、扉の構造などは、厚生労働省から都道府県衛生部局長宛てに調査をしている旨の情報提供は消防側にありました。今後そういうところからの情報を得て調整をしていく予定ではあります。現段階では、消防法に基づく点検結果は感知器、スピーカーとなると思われます。

以上です。

○議長（岩崎成子） よろしいですか。

○3番（小田川敦子） 分かりました。

以上です。

○議長（岩崎成子） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩崎成子） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩崎成子） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第1号 印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岩崎成子） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岩崎成子） 日程第6、議案第2号 令和7年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（笠井喜久雄） 議案第2号についてご説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の補正、継続費の補正及び地方債の補正でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,283万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億620万2,000円とするものでございます。

また、継続費の補正及び地方債の補正でございますが、事業費の確定により補正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） それでは、議案第2号について補足説明させていただきます。

お手元の審議資料、議2—1ページを御覧ください。このたび歳入歳出予算の補正をお願いいたしますのは、この資料中の2、予算補正の理由に記載のとおり、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じた改正による人件費の補正、事業費の確定に伴う精算及び損害賠償請求事件の和解による国庫補助金等の返還に要する経費でございます。これにより、1の令和7年度歳入歳出予算補正額（第1号）は、補正前の額35億8,336万3,000円から2,283万9,000円を追加し、補正後の予算額を36億620万2,000円とするものでございます。

それでは、令和7年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）の歳入歳出補正予算事項別明細書からご説明いたします。

8ページをお開きください。歳出からご説明いたします。

1款議会費及び2款総務費の補正はございません。

3款消防費につきましては、補正前の額32億5,279万7,000円から2,448万9,000円を増額するものです。

4款公債費につきましては、補正前の額3億781万9,000円から165万円を減額するものです。

消防費及び公債費の補正内訳につきましては、10ページをお開きください。

2節給料は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じた改正により5,706万8,000円を増額するものです。

3節職員手当等は、現在の支給対象職員数と給料額で再計算したもので、3,792万4,000円を増額するものです。

詳細につきましては、この補正予算書13ページ、補正予算給与費明細書の2、一般職、(1)、総括に記載のとおりです。

10ページに戻ります。4節共済費は、千葉縣市町村職員共済組合負担金の算出基礎となる標準報酬月額が当初見込みを上回ったことなどにより53万7,000円を増額するものです。

8節旅費は、各種職員研修に係る旅費の事業費確定に伴い46万5,000円を減額するものです。

10節需用費は、燃料費や光熱水費などが当初見込みを下回ったことにより55万8,000円を減額するものです。

11節役務費は、通信指令システム関係通信料や振込手数料などが当初見込みを下回ったことなどにより226万1,000円を減額するものです。

12節委託料は、職員健康診断委託料などの各種業務委託に係る事業費の確定に伴い324万5,000円を減額するものです。

13節使用料及び賃借料は、有料道路通行料や車両借上料の執行額の確定により6万2,000円を減額するものです。

14節工事請負費は、非常用自家発電設備電池交換工事の執行残により8万8,000円を減額するものです。

11ページをお開きください。17節備品購入費は、水槽付消防ポンプ自動車及び指揮車の車両購入費や各種備品の事業費確定に伴い7,002万2,000円を減額するものです。また、救急関係備品については、寄附金30万円を充当し、救命講習で使用する訓練用人形を購入する予定です。

18節負担金補助及び交付金は、当初見込んでいた研修が入校枠の都合で参加できなかったことや消防救急無線再整備事業負担金の確定などにより283万9,000円を減額するものです。施設使用維持管理負担金につきましては、本埜支所が契約している各種業務委託料が当初見込みを上回ったことから3万9,000円を増額するものです。

22節償還金利子及び割引料は、消防救急デジタル無線施設整備事業の談合による損害賠償請求事件の和解金を返還することから850万円を増額するものです。

次に、4款公債費につきましては、利子償還金について令和6年度事業に係る借入先の決定により、利子償還額が確定したことにより165万円を減額するものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

9ページをお開きください。1款分担金及び負担金につきましては、繰越金などの増額補正などによるもので、補正前の予算額31億6,308万円から3,878万5,000円を増額し、32億186万5,000円とするものです。

構成市別の内訳は、9ページの説明欄のとおりですが、詳細につきましてはこの補正予算書の最後の22ページ、令和7年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）分担金算出表のとおりでございます。

9ページに戻ります。2款使用料及び手数料、2項手数料につきましては、危険物規制事務関係手数料がデータセンターの建設増加に伴い、当初見込みを上回ったことにより8万2,000円を増額するものです。

5款財産収入につきましては、救助工作車、高規格救急自動車及び指揮車を売払いした結果、売払い金額が当初見込みを上回ったことから357万9,000円を増額するものです。

6款繰越金につきましては、令和6年度決算における実質収支額が6,129万3,000円のため4,129万3,000円を増額するものです。

7款諸収入につきましては、千葉縣市町村振興協会から財政支援として交付される消防救急無線再整備事業に係る助成金904万4,000円、損害賠償請求事件に係る和解金850万円、寄附金30万円を増額し、自動販売機等電気料2万3,000円、自動販売機設置納付金62万1,000円を減額したことから1,720万円を増額するものです。

8款組合債につきましては、水槽付消防ポンプ自動車は入札による事業費の確定により減額し、また消防救急無線再整備事業負担金は事業費の変更や千葉縣市町村振興協会からの財政支援により7,810万円を減額するものです。

4ページをお開きください。第2表、継続費補正につきましては、消防救急デジタル無線施設再整備事業について入札により事業費が確定したことから、総額及び令和7年度年割額を1億4,300万円から7,612万円に変更するものです。

5ページをお開きください。第3表、地方債補正につきましては、消防施設整備事業の限度額を2億4,690万円から1億7,960万円に変更するものです。また、防災対策事業の限度額を1億4,680万円から1億3,600万円に変更するものです。

以上で令和7年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（岩崎成子） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） よろしく申し上げます。まず、9 ページになります。歳入のところの 5 款財産収入、
公用車売払収入なのですが、357万9,000円、これはどこの署の何の車なのか、お聞きます。

○議長（岩崎成子） 全部 1 回で。

○7 番（都築真理子） もう一つは、売払い先はどこだったのか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 初めに 1 回で。

○7 番（都築真理子） もう一つ、10 ページになります。3 の歳出、3 款消防費、8 節旅費、救急救命士研
修旅費、このマイナス11万2,000円、これは何名から何名になったのかとか、そういう変更内容をお伺い
します。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） それでは、私から財産収入、公用車売払収入につきましてはお答えいたします。

売払い車両につきましては、白井消防署の救助工作車及び指揮車となり、もう一台、牧の原消防署の高
規格救急自動車、計 3 台となります。売却先につきましては、東京都にございます新興鉄鋼株式会社とな
ります。

以上です。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） では、私からは歳出の 8 節旅費、救急救命士研修旅費についてお答えさせていた
だきます。

まず、研修の人数変更はございません。また、計画どおり実施しましたが、交通費が当初の予定よりか
からなかったための執行残でございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩崎成子） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩崎成子） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

ここで休憩したいと思います。10時55分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 44 分

再開 午前 10 時 45 分

○議長（岩崎成子） 再開いたします。

議案第 2 号 令和 7 年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。

議案第 2 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（岩崎成子） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩したいと思います。10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時55分

○議長（岩崎成子） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岩崎成子） 日程第7、議案第3号 令和8年度印西地区消防組合一般会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（笠井喜久雄） 議案第3号についてご説明をいたします。

本案は、住民の安全と安心を守るため消防体制の機能強化を図るもので、令和8年度の予算額を34億1,967万1,000円とするものでございます。

主な取組といたしましては、水槽付消防ポンプ自動車、予防査察車、救命ボート及びボートトレーラーの更新整備事業や指令システム全体更新事業負担金と消防救急無線再整備事業負担金を計上し、また庁舎照明設備交換工事を行い、消防体制の充実強化を目的とした予算編成としております。

詳細につきましては、総務課長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） それでは、議案第3号について補足説明させていただきます。

令和8年度印西地区消防組合一般会計予算における予算編成方針につきましては、印西市及び白井市が健全で安定的な財政運営の確保を図りつつ、持続可能な財政基盤の確立を目指し行政運営を推進している中、印西地区消防組合では総合計画の基本理念である「住民の安全と安心をめざして」を実現するため、実施計画に位置づけた事業を着実に実行し、基本理念の実現に努めているところです。

それでは、お手元の審議資料、議3-3ページ、1、一般会計、(1)の予算規模を御覧ください。

令和8年度印西地区消防組合の予算規模は、34億1,967万1,000円となりました。主な事業といたしましては、消防体制の整備として本埜消防署の水槽付消防ポンプ自動車、消防本部予防課の予防査察車、救命ボート及びボートトレーラーの更新整備事業となります。また、災害情報通信体制の充実強化として、指令システム全体更新事業負担金と消防救急無線再整備事業負担金を予算計上し、消防組織体制の整備として西白井消防署の庁舎照明設備LED交換工事を予算計上しております。

(2)、歳入予算の状況と議3-4ページ、(3)、歳出予算の状況（性質別）につきましては、この後

の議 3－6 ページ、歳出予算性質別の概要及び令和 8 年度印西地区消防組合一般会計予算の説明で詳しく申し上げます。

議 3－5 ページをお願いします。2、一般会計における将来の財政負担ですが、地方債現在高については、立替施行分を含む消防庁舎や消防車両の整備費などで発行した地方債によるものです。令和 8 年度末の地方債現在高は、水槽付消防ポンプ自動車の更新整備事業や指令システム全体更新事業負担金、消防救急無線再整備事業負担金に係る起債を見込んでおり、前年度 9.6% の減の 15 億 6,459 万 8,000 円と見込んでおります。令和 8 年度末の債務負担行為の未払残高は、指令システム全体更新事業負担金の支出をしたことにより、前年度比 28.6% 減の 2 億 9,946 万 4,000 円と見込んでおります。

次に、議 3－6 ページをお願いします。歳出予算性質別の概要ですが、令和 8 年度当初予算の総額は、34 億 1,967 万 1,000 円で、前年度と比べ 4.6%、1 億 6,369 万 2,000 円の減額となりました。

性質別区分の内訳ですが、人件費が 25 億 5,364 万 8,000 円となります。これは、人事院勧告による職員手当の増額により、前年度と比べ 4.2%、1 億 306 万 6,000 円の増額となります。人件費の内訳は、議員報酬、非常勤特別職等の報酬及び令和 8 年度に在籍する消防職員の給料、職員手当等及び共済費などとなります。令和 8 年度の職員数は、消防職員 269 人と再任用職員 10 人の合計 279 人となります。地域手当につきましては、前年度支給率と同様、9.2% で計上しております。職員手当等につきましては、千葉県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告について、期末手当と勤勉手当の引上げのみを反映しています。

次に、扶助費につきましては、直近の支給実績と制度改正による新規見込数を考慮して 3,120 万円を計上し、前年度と比べ 3.3%、99 万円の増額となります。

次に、公債費は、2 億 9,717 万 7,000 円を計上し、前年度と比べ 3.5%、1,064 万 2,000 円の減額となります。これは、平成 12 年度と令和 2 年度に借り入れた事業の償還が完了したことで、前年度と比べ減額となりました。

次に、投資的経費となる普通建設事業費につきましては、1 億 3,983 万 5,000 円を計上し、前年度と比べ 54.4%、1 億 6,652 万 1,000 円の減額となります。補助事業は、本埜消防署の水槽付ポンプ自動車を緊急消防援助隊登録車両とすることで、国庫補助の対象事業とするものです。単独事業は、本埜消防署の水槽付消防ポンプ自動車や消防本部予防課の予防査察車、公有財産購入費などを計上しました。

次に、その他の経費のうち物件費は、ホームページ作成業務委託料や火災調査用資機材リース料などを計上したことで、前年度と比べ 4.3%、971 万 6,000 円の増額となりました。

維持補修費は、印旛消防署の訓練塔目盛板修繕工事と西白井消防署の訓練塔塗装工事及び庁舎照明設備 LED 交換工事を計上したため、前年度と比べ 758.7%、1,452 万 1,000 円の増額となりました。

次に、補助費等は、指令システム全体更新事業負担金が前年度と比較して負担額が減額したことにより、前年度と比べ 47.6%、1 億 1,482 万 2,000 円の減額となりました。

次に、予備費は、予算編成時に予期することができない予算外の支出に備え、前年度と同額の 2,000 万円を計上しております。

以上が歳出予算性質別の概要となります。

なお、ページ下に主な取組として性質別の概要で説明したほか、救急救命士 2 名を養成してまいります。

続きまして、議 3－7 ページ、歳入予算科目別の概要と議 3－8 ページ、歳出予算目的別の概要につい

ては、この後の一般会計予算書の説明と重複しますので、省略させていただきます。

それでは、令和８年度印西地区消防組合一般会計予算書を御覧ください。

歳出から説明させていただきます。

11ページを御覧ください。初めに、１款議会費は、議員10人の報酬、議長交際費、会議録の作成業務委託料、議会で使用するマイク設備を整備するための議会関係備品などで641万3,000円を計上しました。

次に、２款総務費、１項総務管理費は、正副管理者等の報酬、管理者交際費などで24万7,000円を計上しています。

２項監査委員費は、監査委員の報酬及び消耗品で7万3,000円を計上しています。

次に、３款消防費は、30億9,576万1,000円で、１億5,703万6,000円の減額となります。

節別に申し上げますと、１節報酬は、労働安全衛生法に基づく産業医への報酬となり、42万円で職場巡視や職員の健康相談を実施します。

２節給料は、職員269人と再任用職員10人の合計279人分で10億8,597万9,000円となります。前年度と比べ3,877万4,000円の増額となります。増額の主な要因は、人事院勧告による給与改定によるものです。

３節職員手当等は、９億1,954万4,000円で、前年度と比べ4,196万5,000円の増額となります。内訳につきましては、19ページの給与費明細書を御覧ください。なお、職員手当につきましては、令和７年度の支給実績や人事院勧告に基づき計上しました。

12ページに戻ります。４節共済費は、５億7,813万9,000円で、前年度と比べ2,325万7,000円の増額となります。増額の主な要因は、給料及び職員手当の増額によるものです。

５節災害補償費は、科目存置として1,000円を計上しました。

７節報償費は、職員研修の講師謝礼や火災等における消防協力者への表彰、防火ポスターコンクール等表彰記念品に関する経費として6万3,000円を計上しました。

８節旅費は、344万1,000円で、前年度と比べ142万9,000円の増額となります。増額の主な要因は、宿泊手当の新設による消防学校入校旅費の増によるものです。

９節交際費は、前年度と同様26万円を計上しました。

10節需用費は、１億788万円で、前年度と比べ414万4,000円の増額となります。増額の主な要因は、物価高による消耗品費の増によるものです。

11節役務費は、1,257万2,000円で、前年度と比べ102万6,000円の減額となります。減額の主な要因は、振込手数料の減によるものです。

次に、13ページから14ページを御覧ください。12節委託料は、3,805万円で、前年度と比べ633万1,000円の増額となります。増額の主な要因は、ホームページ作成業務委託料を新たに計上したことなどによるものです。

13節使用料及び賃借料は、3,653万1,000円で、前年度と比べ673万2,000円の増額となります。増額の主な要因は、電話交換機リース料や火災調査用資機材リース料を新たに計上したことなどによるものです。

次に、15ページを御覧ください。14節工事請負費は、1,643万5,000円で、前年度と比べ1,517万円の増額となります。増額の主な要因は、印旛消防署の訓練塔目盛板修繕工事、西白井消防署の庁舎証明設備LED交換工事及び訓練塔塗装修繕工事を計上したことによるものです。

16節公有財産購入費は、4,225万7,000円で、前年度と比べ2万7,000円の増額となります。

17節備品購入費は、1億3,055万7,000円で、前年度と比べ1億7,886万2,000円の減額となります。減額の主な要因は、消防救急デジタル無線施設再整備事業が令和7年度で事業完了したことによるものです。

18節負担金補助及び交付金は、1億2,230万9,000円で、前年度と比べ1億1,521万2,000円の減額となります。増額の主な要因は、指令システム全体更新事業負担金が前年度より減額したことによるものです。

次に、16ページをお願いします。21節補償補填及び賠償金は、科目存置として1,000円を計上しました。

26節公課費は、消防車両の車検時の自動車重量税となり、132万2,000円を計上しました。

以上が3款消防費の概要説明となります。

次に、16ページから17ページにかけて御覧ください。4款公債費ですが、1目元金は2億8,384万円となり、前年度と比べ1,785万5,000円の減額となります。減額の要因につきましては、平成12年度と令和2年度に借り入れた事業の償還が完了したことによるものです。

2目利子は、1,333万7,000円となり、前年度と比べ721万3,000円の増額となります。増額の要因として、令和7年度借入見込みの利率が増加したことによるものです。

5款予備費は、予算外の支出や予算超過の支出に備え、前年度と同額の2,000万円を計上します。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入について説明させていただきます。

9ページの歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入を御覧ください。1款分担金及び負担金の総額は、32億3,973万8,000円で、前年度に比べ7,665万8,000円の増額となります。内訳といたしましては、一般分担金が31億9,748万5,000円となり、前年度と比べ1億2,846万3,000円の増額となります。特別分担金につきましては、4,225万3,000円で、前年度と比べ5,180万5,000円の減額となります。

なお、一般分担金の負担割合につきましては、消防費に係る基準財政需要額割100%となり、構成市それぞれの分担金の内訳及び積算根拠につきましては、28ページの令和8年度印西地区消防組合一般会計予算分担金算出表に記載のとおりです。

9ページに戻ります。2款使用料及び手数料、1項使用料は行政財産目的外使用料として16万5,000円を計上しております。

2項手数料につきましては、危険物規制事務関係手数料及び諸証明手数料として359万8,000円を計上し、前年度と比べ86万4,000円の増額となります。増額の主な要因は、危険物規制事務関係手数料の増によるものです。

3款国庫支出金につきましては、水槽付消防ポンプ自動車を緊急消防援助隊登録車両とすることで、国庫補助の対象事業とすることから、2,239万9,000円を計上しております。

4款県支出金につきましては、当該事業がありませんので、科目存置として1,000円を計上しております。

5款財産収入につきましては、水槽付消防ポンプ自動車及び指揮車の売払いによる収入として18万1,000円を計上しました。

6款繰越金は、前年度と同額の2,000万円を計上しています。

次に、10ページをお願いします。7款諸収入は、1,518万9,000円となり、前年度と比べ1,175万2,000円

の増額となりました。増額の主な要因は、消防救急無線再整備事業に係る財政支援として、千葉県市町村振興協会から1,244万円の助成金が交付される見込みのため計上したことによるものです。

8 款組合債は、1 億1,840万円となり、前年度と比べ2 億7,530万円の減額となりました。減額の主な要因は、消防救急デジタル無線施設再整備事業が令和7 年度で事業完了したことによるものです。

4 ページをお願いします。第2 表の地方債について、限度額は消防施設整備事業6,080万円、防災対策事業5,760万円、利率は年6.0%以内とするものです。

以上で令和8 年度印西地区消防組一般会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいよう、お願いいたします。

○議長（岩崎成子） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） よろしくをお願いします。3 点ほどございます。

まず、9 ページの2 の歳入、5 款の財産収入、公用車売払収入の18万1,000円なのですが、これどこの車両か、お伺いします。

2 点目、10ページの7 番の諸収入、雑入の説明書きのところに自動販売機設置納付金、こちらは何台の自動販売機があるのか、お伺いします。

もう一点、最後、14ページになります。13区分のクレジットカード使用料3 万3,000円なのですが、これはどういったことなのか、ご説明をお願いします。あと何枚使用しているのかも伺います。

以上です。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） それでは、私から、売払い車両とクレジットカードについて答弁をさせていただきます。

まず、公用車売払収入につきましてお答えいたします。売払い車両につきましては、印旛消防署の水槽付消防ポンプ自動車及び印西消防署の指揮車となります。

続きまして、クレジットカード使用料についてお答えいたします。このクレジットカードにつきましては、当消防組合が管理いたします消防車両を含む車両への燃料補給のための専用としているカードでございます。使用料につきましては、その年会費となります。保有数につきましては、ボートトレーラーを除く全車両の台数分40枚及びE T Cカードが11枚となります。

以上です。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） では、私から、歳入の雑入、自動販売機設置納付金の自動販売機の台数についてお答えいたします。

台数については、6 台です。消防本部で1 台、牧の原消防署1 台、印西消防署1 台、印西消防署1 台、白井消防署1 台、西白井消防署1 台でございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩崎成子） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩崎成子） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第3号 令和8年度印西地区消防組合一般会計予算についてを採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岩崎成子） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（岩崎成子） 日程第8、一般質問を行います。

申合せにより一般質問の制限時間は60分となっておりますので、議事進行にご協力をお願いいたします。

順番に発言を許します。

7番、都築真理子議員の発言を許します。質問方式は、一問一答です。

7番、都築真理子議員。

○7番（都築真理子） 議席番号7番、都築真理子です。よろしくお願いします。

大項目1、消防力の維持、強化に向けた自家用給油取扱所の整備についてお伺いします。大規模災害や長時間に及ぶ火災、救急対応において、消防車両の燃料確保は消防力を継続する上で極めて重要な要素であると考えます。原則として給油は給油取扱所で行われるものと承知しております。また、厳格な安全管理の下、携行缶にて現場の給油が行われることも認識しております。そのようなことから、給油の多くは外部の給油取扱所に依存しているものと思われそうですが、災害時には停電や燃料供給の停止による給油所自体が使用できなくなる可能性も想定されます。ガソリンスタンドは、見た目以上に電力依存です。ですが、限定的に給油可能な場所があります。非常用発電機を備えている場所や災害対応型簡易運用が可能としていところなどが挙げられます。ただし、給油量や時間帯に制限、消防、救急、警察、自治体車両が優先と制限はありますが、東日本大震災時では停電を燃料配送停止により長期間の給油不足となりました。能登半島地震においては、発電機未整備スタンドは閉鎖となっております。あと台風、大規模停電では、都市部でもスタンドが機能停止となりました。また、全国的にガソリンスタンドの閉店が相次いでいる要因もございします。その一つとして、地下タンクの入替えや関連設備の更新に際し、数億円規模に及ぶ多額の設備投資が必要となるケースもあり、事業継続が困難となっている事業者が増えていることが挙げられます。そのほかにも低燃費車や電気自動車の普及、あと収益率の高い整備関連の減少、あと人手と維持費、これらも閉店へ及ぶ要因となっております。こうした中、他自治体では消防署に自家用給油取扱所を整備し、平時、災害時を通じた安定的な燃料確保を図っている例も見受けられます。

そこで、伺います。印西地区消防組合において、現在燃料確保体制をどのように評価しているのか。また、長期間災害や広域災害に見据え消防署への自家用給油取扱所の整備について、どのような認識を持っているのか見解を伺ってまいりたいと思います。

(1)、現行の燃料供給体制について。

①、消防車両及び救急車両の燃料確保について、現在確保方法、民間スタンドへの依存状況や契約内容、更に平時時における給油頻度や運用上の負担を含め、現行体制の課題についてお伺いいたします。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） それでは、お答えいたします。

燃料の確保方法等につきましては、各消防署にガソリン及び軽油を携行缶にて一定量保管しております。平常時の給油に関しましては、クレジットカードを給油専用としており、石油会社問わず給油が行えますので、特定の店舗との契約はしておりません。給油頻度につきましては、車両の燃料がおおむね4分の1減った時点で給油するよう運用しており、給油回数が最も多い消防車で月に17回、救急車にあっては月に36回給油しております。なお、深夜帯も営業している店舗も多く点在し、当消防組合管外も利用可能なため、運用上の特段の負担はないと認識しております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7番、都築真理子議員。

○7番（都築真理子） 深夜帯も営業している店舗と出ましたので、調べてみましたところ、間違えていなければ印西市内でガソリンスタンド10店舗中4店舗、あと白井市内では8店舗中3店舗が24時間営業でした。それでは、各消防署において携行缶により一定量の燃料を保管しているとのことですが、その保管量はどの程度なのか伺います。あわせて、給油対応については運用上の特段の負担はないとのご答弁でしたが、消防車で月平均17回、救急車で月平均36回という給油回数は、現場職員が給油を行っている実態を踏まえると決して少ない回数ではないと感じますが、こうした給油対応が職員の出動体制に与える影響について、どのように認識しているのか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

平常時における携行缶による燃料の保管量につきましては、次の災害対応分または長時間活動時に災害現場で燃料補給体制が取れるまでの一時的に対応可能な想定量としております。

次に、給油は業務出向中や出動の帰署途上に行うことが多く、業務経路上の給油取扱所において給油可能なことから、職員の業務負担や出動体制に与える影響はないと認識しております。

なお、燃料補給回数につきましては、従前より次の災害に備えるため、こまめな給油を心がけており、更に2017年に発生した熊本地震翌年から災害に備えて平時から満タンにと言う呼びかけもあることから、引き続きこまめな給油を実施してまいります。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7番、都築真理子議員。

○7番（都築真理子） 現場引揚げ報や帰署報した後に給油をされると思うのですが、消防車両、救急車両の運用においては、現場での活動を終え、帰署途上や給油中に新たな通報が入れば、直ちに次の現場へ向

かなければならず、連続的な対応が常態化している時期もございます。こうした運用が行われている中で、署員の身体的、精神的負担は決して小さくないものと受け止めております。引き続き現場の実態を十分踏まえつつ、活動が持続可能な救急、消防体制の確保に向け、不断の検証と環境整備が進められることを期待します。

次の質問に移ります。(2)、災害時における燃料確保の課題認識について。

①、停電、通信障害時に民間給油所は稼働可能なのか伺います。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

自家発電設備を備え、災害等が原因の停電時にも継続して給油が可能な住民拠点サービスステーションが当消防組合管内にあることから、給油可能と認識しております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 印西市内10店舗、白井市内8 店舗全てが自家発電設備を完備している住民拠点サービスステーションではないと思われます。

そこで、②、大規模災害時における燃料供給の継続性への認識についてお伺いします。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

住民拠点サービスステーション及び当消防組合と災害時における消防車両等への燃料供給等の協力に関する協定を締結している給油取扱所によって対応可能と認識しております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） では、大規模災害においては火災、救急、救助が同時多発的に発生し、出動が長期化することも想定されます。そのような状況下において協定に基づく民間給油所からの燃料供給が数日間にわたり安定して継続できると考えているのか認識をお伺いいたします。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

当消防組合が協定を締結している給油取扱所の半数以上が自家発電設備を備えていることから、対応可能と認識しております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 先ほども自家発電設備のご答弁がありましたが、ガソリンスタンドの方のお話では自家発電設備にあたっては給油設備の稼働に相当量の電力を要するそうです。このため燃料が確保されていたとしても電力が途絶えた場合には給油が行えず、結果として機能停止に陥る事例が生じております。実際に東日本大震災時には、電力不足を理由として営業を停止したガソリンスタンドが存在したことから、災害時における燃料供給体制の脆弱性が改めて浮き彫りになったものと考えます。

そこで、他自治体や過去災害から見える燃料途絶の実例把握についてお伺いいたします。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

経済産業省資源エネルギー庁資源燃料部が作成した資料から、平成23年東日本大震災においては、東北の石油供給の拠点となる製油所や輸送所をはじめ太平洋側の石油基地が操業停止となりましたが、日本海側及び関東の石油基地から製品供給されました。また、令和6年能登半島地震においては、3日後には大型の移動タンク貯蔵所、一般的にタンクローリーと呼ばれる車両が平時を上回る台数による前倒しの燃料供給が実施されております。なお、8日後には給油を待つ一般車両の行列も解消されたとのことであり、燃料供給対応能力が向上されていると認識しております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7番、都築真理子議員。

○7番（都築真理子） ご答弁では、東日本大震災及び能登半島地震において結果として燃料供給が回復した経過についてのご説明でした。一方で伺いたいのは、発災直後から数日間において、現場レベルで燃料不足、途絶した事例があったかどうかという点であって、国全体の供給体制とは別に初動期における燃料確保の困難さについて、どのように認識しているのか、お伺いいたします。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

熊本地震や能登半島地震において、燃料途絶により活動が中断するような事案の報告等は見受けられておりません。初動期、発災直後の混乱時における燃料確保の困難さは理解していることから、携行缶における保管や給油取扱所との協定を締結しているところでございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7番、都築真理子議員。

○7番（都築真理子） ご答弁からも、国や関係機関による燃料供給体制は、過去の災害対応を踏まえ着実に改善、強化されているものと受け止めております。一方、発災直後の混乱期においては一般車両への給油と並行して、消防、救急など命を守る活動に必要な燃料をいかに優先的かつ確実に確保できるか極めて重要であります。災害対応の最前線に立つ自治体としては、国や事業者による広域支援を前提としつつも、初動対応を支える地域内の燃料確保策について引き続き重要な課題であります。そのため給油量や輸送体制のみならず、実際に給油できるかどうかという現場での検証が今後ますます重要になるのではと考え、次の質問に移ります。

（3）、自家用給油取扱所の実用性について。

①、消防署内に給油機能を持つことの意義についてお伺いいたします。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

意義につきましては、一定量を確保することで一定期間における燃料供給の安定性が向上すると認識しております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7番、都築真理子議員。

○7番（都築真理子） 一定量を確保することで、一定期間における燃料供給の安定性が向上するとの認識が示されました。消防、救急活動においては、発災直後の初動期における活動継続が極めて重要であることから、消防署内に給油機能を持つことは、その初動期対応を下支えする有効な手段の一つになり得るという認識でよろしいか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

消防署内に給油機能を持つことは、その初動対応を下支えする有効な手段の一つになり得るという認識ではありますが、現在の給油取扱所との協定や管内店舗数等の状況から、対応可能と考えております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7番、都築真理子議員。

○7番（都築真理子） では、出動中、連続出動時の即時給油体制の確保についてお伺いいたします。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

出動中、連続出動時には、帰署途上の給油取扱所にて給油しております。長時間の災害活動時には、各署の燃料携行缶を集結させ、必要な車両に補給、更には管内で小型の移動タンク貯蔵所を所有している給油取扱所に依頼し、災害現場に来ていただき対応をしております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7番、都築真理子議員。

○7番（都築真理子） 小型移動タンク貯蔵所を活用した給油体制について理解いたしました。一方で、管内において小型移動タンク貯蔵所を所有している給油取扱所が限られている場合、同時多発的・長時間災害時の対応に課題が生じる可能性も考えられます。そこで、当該施設を所有している給油取扱所は何軒あるのか、お伺いいたします。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

軽油を積載する移動タンク貯蔵所を所有している給油取扱所は、印西市が5軒、白井市が4軒の合計9軒となります。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7番、都築真理子議員。

○7番（都築真理子） 指揮本部機能、広域応援時の拠点性向上についてお伺いいたします。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） お答えいたします。

千葉県消防広域応援部隊や緊急消防援助隊は、各消防本部の小隊または県単位の大隊など、部隊内において自己完結型で出動することから、自家用給油取扱所の有無によって応受援の拠点性向上に直接的な影響を及ぼすことはないと考えます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7番、都築真理子議員。

○7番（都築真理子） 次の質問です。（４）、整備に向けた課題と今後の検討方針について。

①、設置、維持に係る費用と財源の考えについて伺います。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） 答えいたします。

設置に係る費用につきましては、補助金や地方債等の特定財源がありませんので、維持管理費用と共に一般財源で補うものとなります。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7番、都築真理子議員。

○7番（都築真理子） 千葉県内で自家用給油取扱所を完備している署を調べてみました。近隣でお話ししますと、船橋市北消防署小室出張所に平成26年5月29日から運用されております。これは、災害対策用自家用給油取扱所として、ガソリンや軽油の備蓄施設が整備されました。一番気になるところが費用だと思うのですが、設置工事費につきましては2,877万円ということです。あと市川市の北消防署自家用給油取扱所、こちらもありまして、稼働したのが令和4年3月29日に上げられております。工事費としては5,170万円でした。柏市の消防訓練センター内に自家用給油取扱所がありまして、こちらは昨年、令和7年4月2日に運用が開始されております。柏市については、いろいろ何か数字が出てくるのですが、関係者によると1億2,000万というお話でした。市原市でもありまして、こちらも令和4年3月11日に開設されまして、工事費としては市原市は多分地盤が弱いと思うので、4億5,058万円かかっております。そのほかにも松戸市とか、あと富里とか四街道とかも2つ、千代田分署と旭分署にあるのですが、こちら今ちょっと経費とかを確認中です。

次の質問です。法令、安全基準への対応について伺います。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） 答えいたします。

法令、安全基準に関しましては、危険物の規制に関する政令第17条におきまして、一般的な給油取扱所の基準を定め、その中で自家用給油取扱所の基準の特例が規定され、危険物の規制に関する規則第28条において具体的な基準を定められておりますので、法令に定められているとおり対応することとなります。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7番、都築真理子議員。

○7番（都築真理子） 危険物の規制に関する政令及び規則において、自家用給油取扱所に関する基準や特例が定められているとのご説明でした。これは裏を返せば、法令上適切な設計、管理、運用を行えば、消防署内に給油機能を設置すること自体は制限的には、問題はないと理解しますが、そこで伺います。段階的整備やモデル署での導入検討の可能性について伺います。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） 答えいたします。

各構成市の地域防災計画、当消防組管内で経験した東日本大震災の震度6弱の被災状況及び過去の震災等大規模災害の報告書、こちらの精査、更に自家用給油取扱所を整備している各消防本部から情報収集を行うとともに、管内にある給油取扱所の立地等の地域情勢を注視しつつ、整備の要否を含め調査研究し

てまいります。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 本日の質疑を通して、消防署内に給油機能を持つことについては一定の意義があり、今後調査研究していくとのことご答弁をいただきました。設置や維持に一定の費用がかかることは理解しております。しかし、一方で災害時の活動継続性が確保されることによる効果を考えますと、これは単なる設備費ではなく、防災投資として費用対効果を検討すべき施策と考えます。消防組合においては、車両更新や資機材整備など一般財源により実施している重要な施策も多々あると認識しておりますが、その中において燃料供給の安定性を高める取組についても、防災インフラの一部として位置づける考え方は十分に成り立つのではないかと考えます。費用面だけではなく、得られる効果も含めた総合的な観点から検討する必要があるものではないかと思ひます。今後の調査研究の中でモデル署での段階的導入も含め、消防体制の強化につながる具体的な選択肢として整備されることを期待し、自家用給油取扱所の質問を終わりにして、次の質問に移ります。

○議長（岩崎成子） ここで休憩したいと思います。13時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（岩崎成子） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 続きまして、大項目 2、消防職員の副業、兼業に対する考えと地域貢献としての活用について。こちらの質問は、消防署員の副業、兼業を無制限の認めるべきだとか公務の在り方を軽視するものでは決してございません。むしろ日々厳しい現場に立ち、市民の生命と財産を守ってくださる消防職員の皆様が持つ高度な専門性や経験を、勤務時間外において地域社会へ還元することは本人にとっても地域にとっても大きな意義があるものではないか、そうした前向きな観点から問題提起でございます。

防災教育、応急手当講習、自主防災組織への支援など、消防職員の知識と技術を必要としている場は地域の中に数多く存在しております。一方で、消防という職務の性質上、勤務体制の確保や服務規律の維持、更には職員の健康管理や疲労への配慮が何よりも重要であることは十分承知しております。そこで、本組合において消防職員の副業、兼業を単なる私的な就労ではなく、地域貢献活動の一環としてどのように捉え、またどのような条件や枠組みであれば検討の余地があるのか、本組合の考えを伺ってまいりたいと思ひます。

（1）、消防職員の副業、兼業に関する現行体制の整理について。

①、消防職員の副業、兼業に関する現在の取扱いについて、あわせて地方公務員として求められる制限の考えについてお伺ひいたします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

まず、副業、兼業に関する現在の取扱いですが、地方公務員法第38条の規定により、任命権者の許可を受けなければ営利企業への従事等をすることができないとされております。また、副業、兼業を行う際に求められる制限についてですが、公務能率の確保、職務の公正の確保、職員の品位の保持の3点を満たすことを前提としているところでございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7番、都築真理子議員。

○7番（都築真理子） 職員の品位を損なわないと判断される場合、公務能力の確保、職務の公正の確保、職員の品位保持、これら3点の要件を満たすと判断される場合には、任命権者の許可を前提として副業、兼業を認める余地があるということを理解いたしました。

では、本組合における許可事例、運用実態についてお伺いいたします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

当消防組合における職員の副業、兼業ですが、これまでに地方公共団体が設置する協議会等の委員をはじめ保護司や統計調査員などの許可実績がございます。

また、運用実態についてですが、先ほどお答えした3点の前提条件のほか、報酬額の妥当性なども考慮し、許可申請の内容を慎重に審査しているところでございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7番、都築真理子議員。

○7番（都築真理子） 副業、兼業については、職員が適切に申請し、任命権者が適正に判断することが重要であります。そのため許可基準や手続について職員にどのように周知し、事前相談に応じる体制をどのように整えているのか、現状をお伺いいたします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

まず、手続については、印西地区消防組合消防職員服務規程に定めており、当消防組合の例規集にて、どの職員も確認ができる状況となっております。

次に、職員からの事前相談については総務課で対応しており、申請内容を聞き取りした上で許可の前提となる要件や留意事項を説明しております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7番、都築真理子議員。

○7番（都築真理子） 次の質問に移ります。（2）、消防職員の専門性と地域社会への還元可能性について。

①、防災、救急、安全分野における高い専門性の地域還元についてお伺いいたします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

職員が職務の専門性を生かし、研修の講師や講演等を行うことにより、知識、経験の提供や地域における学びの活性化が想定されているところでございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） そのような観点から、職員が専門性を生かした地域貢献活動を行うことへの後押しについて、消防組合としてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

副業、兼業は、あくまで勤務時間外における職員の自発的な活動とされており、それらに従事させることを主な目的とした環境づくりは今のところ考えておりませんが、希望する職員に対しては従来からの事前相談を通じて、その効果等に関する相互理解を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 次の質問に移ります。（3）、副業、兼業を人材育成と捉える視点について。

①、地域との接点増加による信頼関係の深化についてお伺いいたします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

職員の副業、兼業の効果の1つとして、地域との信頼関係の構築やその強化が期待されているところでございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） では、本業の質向上につながる可能性についてお伺いいたします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

副業、兼業を通じて、職員が新たな知識や技術を学ぶとともに地域の方々と交流することによって、本業である消防業務の質の向上につながる可能性も期待されているところでございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 記憶にも新しいと思いますが、熱海市消防本部の消防署員4名が任命権者の許可を得ずに海水浴場でライフセーバーのアルバイトに従事していたとして、地方公務員法違反を理由に処分を受けた報道がされました。アルバイトをしていたとされる中には、いろいろな問題もございましたが、中には好意的な、同情的な意見もあったようで、中には海水浴でライフセーバーをする行為自体は悪いことではない。むしろ消防の仕事に直結する救助活動であり、地域の安全に貢献していると評価し、感謝すべきだという声もあった中、あと待遇改善の必要性を指摘された部分もありました。副業をせざるを得ない待遇面の改善を進めるべきだや、あと処分が重いというご意見もあったようです。手にした額はそんな大きくないという意見もあり、消防士にライフセーバーをしてもらうのは意義のある活動で心強いなどあったようです。問題は、任命権者の許可を得ずに副業をしていたということが制度上の問題とされ、処分に至った事案でありました。しかしながら消防職員がもつ高度な救命、安全に関する専門性が市民の安全・安心に寄与されていた側面も否定できないと考えます。規律の確保は当然重要である一方で、こうした専

門性をどのように社会に生かしていくのかという視点も今後の制度運用において検討されるべき課題ではないかと考えます。今回事案を契機として、ルールを守りながら職員の力をより良い形で地域に生かす仕組みづくりが進むことを期待し、副業、兼業に関する質問を終わりにいたします。

続きまして、大項目3、次に印西地区消防組合における出動手当の考えについてお伺いしてまいります。初めに申し上げますが、本質問は現行の条例や制度を軽視するものでも消防職員の皆様が持つ高い使命感を疑うものでもなく、その献身的な活動を前提とした上での制度面からの問いでございます。日々、昼夜問わず火災、救急、災害活動など危険性の高い現場において、市民の生命と財産、そして安全な暮らしを守り続けてくださっている消防職員の皆様に改めて深い敬意と感謝を申し上げます。その上で、近年火災対応や救急活動の増加に加え、出動の長時間化や日をまたぐ活動、更には広域、連続火災への対応など、消防を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした中で、現場の実態と出動手当の算定方法との間に一定の乖離が生じているのではないかと、そのような問題意識を持つに至りました。現行の制度では、出動が日をまたいだ場合においても、出動手当は原則として1回につきとして整理されております。しかしながら、夜間や翌日にかけて継続する活動は、身体的・精神的な負担も大きく、その後の事務処理や日常生活にも少なからず影響を及ぼしているのが実態であります。出動手当は、単なる金銭的な補償ではなく、危険性や負担に対する正当な評価であり、職員の志気を支え、持続可能な消防体制を維持するための重要な制度であると考えます。大規模災害や連続出動が想定される時代において、こうした長時間活動をどのように評価し、制度としてどのように位置づけていくのかは避けては通れない課題であると考えます。そこで、本組合における出動手当の現行の考えをどのように整理しているのか。また、日をまたぐ出動や長時間活動について、今後見直しや検討を行う考えがあるのか、お伺いしてまいります。

大項目3、印西地区消防組合における出動手当の考えと実態に即した見直しについて。

(1)、出動手当制度の現行の考えについて。

①、現在の出動手当の支給単位が1回につきとなっている理由についてお伺いいたします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

火災等出動手当及び救急出動手当につきましては、県内の消防本部の支給内容を参考とし、支給単位を1回につきとしているものでございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7番、都築真理子議員。

○7番（都築真理子） 県内消防本部を参考にした結果として、1回につきという支給単位を採用しているとのことですが、出動が長時間化し、日をまたぐ場合や連続して活動が続く場合においても、あくまでも1回分と整理することが現場の実態に即しているかと認識されているのか、お伺いします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

各種出動手当を含む職員の給与については、地方公務員法において国及び他の地方公共団体の給与等を考慮して定めなければならないとされている、いわゆる均衡の原則が規定されているため、県内の消防本部の状況を参考に手当の支給単位を設定しているところでございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 消防職員の出動手当につきましては、地方公務員法に基づき各消防本部が条例及びこれに基づく規則、規程により定めているものと承知しております。そのため支給額や算定方法は自治体ごとに異なっていると思います。では、日をまたぐ出動及び長時間活動に対する出動手当の考えについて伺いたいします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） お答えいたします。

各種出動手当の支給単位は1回につきとしており、同じ災害に従事する場合、日をまたぐ活動やその時間に応じた手当の設定はしておりません。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） ここで導入している自治体例を申し上げますと、新潟県上越市では災害出動手当を基本は1回につきで支給しつつ、夜間や長時間出動に加算を設けています。具体的には、基本出動手当、1回300円なのですが、夜間出動の場合、3時間以上1,000円加算、あと3時間未満の場合は500円加算といった加算設定規定が設けられています。これは条例施行規則で定められた独自のルールです。このように単純に1回につきで終わらせるのではなく、勤務時間や時間数を条件にした加算を設けております。また、東京消防庁の消防職員制度では、条例上勤務手当の支給単位を複数定める形になっております。回数ベースや時間ベース、日ベースのいずれの方式でも規則で定められる仕組みとなっております。つまり時間に応じた支給形態を条例上認めている例です。東京都自体は一般の市町村と異なり、規模、役割が特異ですが、時間基準で支給するという発想自体が存在する例として制度設計の比較対象になると思います。あと大阪市箕面市でも、自治体例として過去の資料に残る事案例では、出動手当は1回につき基本額、出動時間が3時間以上になる場合には手当額を増やすルール案という形式で検討された例もあるようです。条例案レベルですが、こうした着眼点があるということでお話しさせていただきました。

次の質問です。（2）、現場活動の実態及び今後の見直しに向けた検討について。

①、火災、救助、災害対応における長時間化の実態について伺いたいします。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） それでは、お答えいたします。

過去3年において、出動から消火活動等の連続活動時間が24時間以上要した災害につきましては、令和5年が2件、令和6年、令和7年はゼロ件でございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 7 番、都築真理子議員。

○7 番（都築真理子） 答弁では、連続活動時間が24時間以上を基準として件数をお示しいたしましたが、今回私が伺っている長時間化の実態とは必ずしも24時間以上に限ったものではなく、6時間、12時間、18時間といった比較的長時間に及ぶ出動の件数についてです。どのように把握しているのか、伺いたいします。

○議長（岩崎成子） 警防課長。

○警防課長（中根秀一） 答えいたします。

同じように過去３年でございます。令和５年では６時間以上24時間未満の活動事案はございません。令和６年では、６時間以上12時間未満が12件、この12件のうち７件は同一災害事案で、日中のみの活動となります。更に、12時間以上18時間未満が２件、18時間以上の活動事案はございません。令和７年では、６時間以上12時間未満が８件、12時間以上の活動事案はございません。

以上です。

○議長（岩崎成子） ７番、都築真理子議員。

○７番（都築真理子） 条例改正も含めた段階的見直しの可能性についてお伺いいたします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） 答えいたします。

今後につきましても、各種出動手当を適正に支給するため、社会情勢や他の消防本部の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩崎成子） ７番、都築真理子議員。

○７番（都築真理子） 条例改正には一定の手続や時間を要することは承知しておりますが、検証・整理を行うといった対応について検討する余地はあるのか、お伺いいたします。

○議長（岩崎成子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） 答えいたします。

まずは、他の消防本部の支給内容を定期的に調査し、先ほど申し上げた均衡の原則を考慮しながら、当消防組合の手当の妥当性を精査してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩崎成子） ７番、都築真理子議員。

○７番（都築真理子） 最後になりますが、ちょっと話が変わってしまうかもしれないのですが、火災や救急活動の長期化、日をまたぐ出勤が常態化する中、手当の算定においては依然として１回につきと整理されている現状があります。時間外手当、深夜手当、休日勤務手当は別途支給されておりますが、今後、大規模災害や連続火災を見据えた制度として、現場の実態に即した処遇の在り方を検討する必要があるのではないかと考えます。ちょっと変わった質問になってしまうのですが、出勤１回につきで分けられる中、火災等出動手当、救急出動手当、機関員勤務手当とあります。その中でも、更に細かくされています。不思議なのが、同じ国家資格を有する救命救急士と士長との手当の差です。階級は条例によっているようですが、先ほども申し上げたように、同じ国家資格を持っているのに、救急車の中ではその支給が異なっているのです。士長は300円、救命救急士は500円となっているのですけれども、そこもちょっと不思議だと思ふところで、やっていることは同じなのです。救急車の中で行うことといったら全く同じで、意識確認とか呼吸、脈拍などの観察、全身評価医師と同じようなことができたり、あと医師の指示の下、気道確保とか気管挿管とか声門上気道とかということが全く同じようにされているのに、お手当が違うということなので、救急救命士の専門の核です。救急救命士・士長、同じ国家資格を有する者も同じにしてもいいの

ではないかなと、この点を申し上げさせていただきまして、私からの質問を終わりにいたします。

○議長（岩崎成子） 以上で都築真理子議員の質問を終わります。

次に、6番、藤江研一議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

6番、藤江研一議員。

○6番（藤江研一） 皆様、こんにちは。6番、藤江研一です。通告に基づき、一問一答方式で質問させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、1、ガソリンスタンドの廃業についてです。最近、市内ガソリンスタンドの廃業が随所で見られます。ガソリンや灯油の流通を担ってきた大手企業の経営戦略としてのガソリンスタンドの統廃合という面もあるかもしれませんが、この30年で全国では半分になっています。全国では、1994年がピークで、ガソリンスタンド数は6万件を超えていましたが、2023年には2万7,000件余りと半減しています。

質問（1）、当消防組合管内では、どのような状況か、市別の状況が分かれば市別に伺います。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） それでは、お答えいたします。

給油取扱所の件数ですが、総消防組合管内では平成15年が最多で89件、内訳にあっては印西市が53件、白井市が36件となります。対して、令和8年は76件、内訳は印西市49件、白井市27件となっており、平成15年との比較は13件の減少となります。

以上です。

○議長（岩崎成子） 6番、藤江研一議員。

○6番（藤江研一） 質問（2）、その減少の理由は競争の激化による淘汰のほかに後継者不足が5年前の時点で半数を超えて廃業の理由になっていることや、2010年の消防法改正により耐用年数40年を超えた地下タンクは改修するか交換する義務が強化され、高額な費用負担がネックになって40年の耐用年数到来を機に廃業するところも少なくないとのこと。当消防組合管内ではどのような状況か、市別の状況が分かれば市別に伺います。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） お答えいたします。

廃業の理由は承知しておりませんが、当消防組合管内では平成22年以降廃止の届出がされた給油取扱所いわゆるガソリンスタンドについては、40年の耐用年数を迎えていた給油取扱所は印西市4件、白井市ゼロ件でございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 6番、藤江研一議員。

○6番（藤江研一） 質問（3）です。居住地域からガソリンスタンドがなくなることへの不安や不便に関し、住民の方から当消防組合に対する質問や要望あるいは規制緩和要望はあったか、市別の状況が分かれば市別に伺います。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） お答えいたします。

今まで当消防組合に対する給油取扱所の減少に伴う質問や要望は印西市、白井市ともにございません。
以上です。

○議長（岩崎成子） 6 番、藤江研一議員。

○6 番（藤江研一） 質問（4）、廃棄されたガソリンスタンドの地下タンクを含む設備の撤去は義務化されているのか。また、撤去までの期間に定めはあるのか伺います。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） お答えいたします。

危険物施設を廃止する場合、給油取扱所の地下タンクを含む設備の撤去について義務はございません。そのため、廃止後の撤去までの期間についても定めはございませんが、危険物施設として使用することはできません。

以上です。

○議長（岩崎成子） 6 番、藤江研一議員。

○6 番（藤江研一） 質問（5）です。廃止届の提出や安全管理措置について、当消防組合の指示に従い対応する必要があると承知していますが、市別の廃止届の受理件数について過去3年間の件数を伺います。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） お答えいたします。

当消防組合管内における過去3年間の給油取扱所の廃止件数は3件でございます。令和5年に印西市で1件、令和6年に印西市で1件、令和7年に印西市で1件でございます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 6 番、藤江研一議員。

○6 番（藤江研一） 質問（7）です。安全管理措置についても、当消防組合が指導することになっていますが、当消防組合の業務体制や人員は足りているのか伺います。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） お答えいたします。

当消防組合の危険物施設に関する業務は、消防本部予防課危険物係2名で行っております。管内における危険物施設数は増加しておりますので、今後施設の状況を踏まえ、業務体制や人員の検討を行ってまいります。

以上です。

○議長（岩崎成子） 6 番、藤江研一議員。

○6 番（藤江研一） 質問（8）です。こうした業務について、一部を業務委託できないのか伺います。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） お答えいたします。

委託にあつては、石油コンビナートなどの特殊または大規模な危険物施設では、危険物保安技術協会に委託する例が見られますが、当消防組合管内における危険物施設の規模については、各消防本部で行うことが一般的であると考えます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 6 番、藤江研一議員。

○6 番（藤江研一） 質問（9）、安全管理措置に関する指導、啓発について課題があれば伺います。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） お答えいたします。

課題として、埋設から40年を超える地下タンクが今後増えていくことが挙げられます。当消防組合管内における地下タンクの改修が適時行われるよう指導、啓発をまいります。

以上です。

○議長（岩崎成子） 6 番、藤江研一議員。

○6 番（藤江研一） 次に、大きな2番、山火事への対応です。1月12日の新聞報道では、関東地方で幅広い地域に強風注意報や乾燥注意報が出される中、河川敷や山林で火災が相次いだと報じられています。特に山梨県大月市と上野原市で8日に起きた山林火災では11日も消火活動が続いたが、鎮圧に至らず、避難指示が77世帯145人に出され、依然として強風などの影響で延焼が拡大していると報じられました。15日もヘリコプターによる消火活動が続けられていた状況でした。

質問（1）、当消防組合管内では、過去3年の火災発生種別はどのような状況か、市別の状況が分かれば市別に伺います。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） お答えいたします。

当消防組合管内の過去3年の火災発生種別についてお答えいたします。令和5年につきましては、建物火災24件、林野火災ゼロ件、車両火災8件、その他火災23件となります。市別では、印西市は建物火災15件、林野火災ゼロ件、車両火災5件、その他火災19件、白井市は建物火災9件、林野火災ゼロ件、車両火災3件、その他火災4件となります。

令和6年につきましては、建物火災30件、林野火災ゼロ件、車両火災4件、その他火災39件となります。市別では、印西市は建物火災15件、林野火災ゼロ件、車両火災2件、その他火災21件、白井市は建物火災15件、林野火災ゼロ件、車両火災2件、その他火災18件となります。

令和7年につきましては、確定値ではございませんが、建物火災46件、林野火災ゼロ件、車両火災9件、その他火災42件となります。市別では、印西市は建物火災28件、林野火災ゼロ件、車両火災4件、その他火災25件、白井市は建物火災18件、林野火災ゼロ件、車両火災5件、その他火災17件となります。

以上です。

○議長（岩崎成子） 6 番、藤江研一議員。

○6 番（藤江研一） 詳細にご説明いただき大変ありがとうございました。

質問（2）です。火災発生の原因は何か、特に枯れ草火災などを含む、その他火災の発生の原因について分かる範囲で伺います。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） お答えいたします。

火災原因の多くは、たばこ、電気機器や配線、たき火及び放火、放火の疑いとなります。枯れ草火災などを含むその他火災の発生原因の多くは、たき火、たばこ及び枯れ草の焼却となります。

以上です。

○議長（岩崎成子） 6 番、藤江研一議員。

○6 番（藤江研一） 質問（3）です。それらの火災発生防止のための消防組合としての活動について伺います。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） 答えいたします。

ホームページによる注意喚起や消防車両による巡回広報を実施しております。また、1月から5月までの間、林野火災に関する注意報や警報を発令することで、火災予防に対する注意喚起を進めております。

以上です。

○議長（岩崎成子） 6 番、藤江研一議員。

○6 番（藤江研一） 質問（4）です。火災発生防止のための課題と、特に野焼きについて課題があれば伺います。

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） 答えいたします。

野焼き行為を発端とする火災を防止するための課題として、住民への周知方法が挙げられます。消防車両での巡回広報やホームページ上での広報などを実施しておりますが、住民へ直接効果的な情報伝達ができるよう検討を行っていきたいと考えます。

以上です。

○議長（岩崎成子） 6 番、藤江研一議員。

○6 番（藤江研一） 以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（岩崎成子） ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 3 5 分

再開 午後 1 時 3 7 分

○議長（岩崎成子） 再開します。

以上で藤江研一議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

（「議長」と言う人あり）

○議長（岩崎成子） 予防課長。

○予防課長（蝦原雅男） 1 点、議案第 1 号で小田川議員の質問で一部回答を訂正させていただきます。

まず、問い 1、簡易サウナ設備の点検維持について、対象火気省令第 12 条第 1 号の火気設備の根拠として、放熱設備を含む転倒防止を回答いたしましたが、テントの設置方法については設置者の自主管理によるところとなりますので、訂正させていただきます。

2 点目、一般サウナの点検について、先日事故のあったドアの開閉、非常ボタンや感知器などの点検について、自動火災報知設備や非常放送設備点検について消防が行いますが、その他の部分につきましては厚生労働省と協力する旨の回答をさせていただきましたが、一般サウナ設備の点検については消防用設備

を対象としており、ドアの開閉、非常用ボタンなどについては厚生労働省が主管としております。その部分を修正させていただきます。

以上です。

◎閉会の宣告

○議長（岩崎成子） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和8年第1回印西地区消防組合議会定例会を閉会します。

お疲れさまでございました。

（午後 1時39分）